

# 公開用

## 建築基準法第6条第1項第3号及び 法第22条の規定による区域 赤色箇所 (確認申請必要区域・防火地域)

### 確認申請が不要【中】

字西御林、兀山、蔵司山、脇ノ沢、  
笹山、台ノ上、大沢、劔堂、虎吉沢一、  
蔵王、山野下一、立丁一、大沢口、  
五座沢、中川原、上川原、漆原及び虎  
吉沢

### 確認申請が不要【萩生】

字前野内五、前野内六、前野内七、前  
野内八、深内沢一、深内沢二、大平内  
一、大平内二、大平内三、菅沢内一、  
菅沢内二、菅沢内三、菅沢内四、六郎  
沢内一、六郎沢内二、六郎沢内三、六  
郎沢内四、六郎沢内五、六郎沢内六、  
六郎沢内七、南中沢内一、下中沢内一  
、下中ケ沢、上中ケ沢、南中ケ沢、六  
郎沢、大平、花沢、新沼、貝吹山、長  
沢、滝ノ沢、立岩、御山所、風穴、筒  
尻、脇ノ沢、芦沢山、南高野、北高野  
(町道興善寺線以西の区域)、柳沢  
(町道興善寺線以西の区域)、片倉、柴  
倉、二の経線、行人沢、筋山、八神沢  
、前野、深沢、菅沢、一の経線、上高  
野一、上高野二、上高野三、館沢一、  
西源平一、西源平二、芦沢及び砂子沢

### 確認申請が不要【小白川】

字沖山、滝沢、洞明沢、畑山、弁天  
沢、正計山、柳沢、長面山、大天伯山  
、長者原、大谷地、野山、六月沢、沼  
沢、高野山、夏切、深沢、若林、古室  
、古屋敷、坪沼、竜ヶ岳、日倉、大平  
、清水沢、巢ノ沢、源右門沢、北一  
本松、並松山、芋畑沢、朴田、北向一  
、北向二、舟越、舟越二、舟越三、舟  
越元一、舟越向、東的場、長面川原、  
長面、長面上、片貝、沢口一、沢口二  
、高野沢一、高野沢二、高野一、高野  
二、御伊勢堂一、御伊勢堂二、辻堂、  
沼沢一、沼沢二、鍋倉向二、牛ヶ窪一  
、牛ヶ窪二、牛ヶ窪四、上牛ヶ窪、芋  
兀、荒尾沢一、荒尾沢二、荒尾沢三、  
荒尾沢四、荒尾沢五、柳沢一、寺ノ前  
、高野中島、竹原、坂ノ下、砂崩、芋  
兀上一及び芋兀二

### 確認申請が不要【高峰】

字津川、田中前、田中、下岡下、岡下  
川原、下岡道下、下岡、小沼沢田代一  
、小沼沢田代二、小沼沢一、小沼沢二  
、小沼沢三、小沼沢四、入田、西向下  
、山崎、上小沼沢、下小沼沢、道下、  
松兀(4341番地の1、4341番地の2、  
4343番地の7から4343番地の9まで、  
4342番地、4345番地の1、4345番地の  
5、4361番地の1、4361番地の2、43  
47番地、4348番地から4350番地まで、  
4351番地の1、4351番地の2、4352番  
地、4354番地、4355番地の1、4355番  
地の2、4360番地の1から4360番地の  
5まで、4361番地、4362番地の2、43  
62番地の乙、4362番地の丙、4363番地  
の1、4363番地の2及び4364番地から  
4368番地まで

### 確認申請が不要【黒沢】

字愛宕山、山ノ神山、山守山、仏坂  
山、実木山、牛炭山、スダニ山二、  
見兼山、膝喰山、南道路山、一盃山  
及び押越山

### 確認申請が不要【椿】

字三ノ坂、湯之花、黒森、横山  
、薬師兀、深沢、橙沢、袖山、  
抜沢、追館山、平林、坊主山及  
び極楽寺

### 確認申請が不要【添川】

白川、国道113号及び国営長瀬幹線  
水路で囲まれた区域以外

### 確認申請が不要【松原】

白川及び国道113号で囲まれた区域以外

### 確認申請が不要【手ノ子】

字清明、井、鷹戸屋、三ノ沢、二ノ沢、柏  
手、大比戸、穴上、鎧兀、猪沢、竈沢、北  
ノ入、布ノ俣、鶴ヶ谷地、滝ノ沢、上ノ  
、沢ノ入、上段、矢ノ沢、塩波、水口、日  
蔭、嬉ヶ沢、東峠、上ノ台、山崎、館ノ越  
、姥懐、沼ノ口、岩ノ鼻、八幡、嫁田ヶ沢  
、鳥屋ノ沢、萱刈沢、千陀羅、ヶ沢、観音  
沢、中ノ平、堀切沢、穴切、穴切三、穴切  
四、水上、沢ノ入一、矢ノ沢口、矢ノ沢一  
、矢ノ沢二、矢ノ沢三、北ノ沢一、落合一  
、落合二、落合三、水上一、水上二、西一  
、西二、西三、中塩波、下モ塩波一、下モ  
塩波二、山崎一、山崎二及び稲荷林